

# 建設系公務員賠償責任保険制度についてのQ&A

## 1. はじめに

全建の建設系公務員賠償責任保険制度は、7月1日時点で、**3,500名**を超える多くの会員の皆様が入された保険です！

現在、新年度の加入申し込みを受け付けています。今月号では、保険の加入方法や保険の内容について、多く寄せられているご質問について紹介します。加入にあたってのご参考としていただければと存じます。

この保険は、毎年8月1日から翌年の8月1日までの1年契約を基本としていますが、いつでも中途加入をすることができます（保険料は月割り計算です）。全建会員の皆様には、先月、「月刊建設」6月号とともに「パンフレット」ならびに「払込取扱票（兼加入依頼書）」を送付させていただきましたが、新たに全建に入会された等、パンフレットを未だ入手していない会員の方や、会員以外の方でも、興味を持たれた方には郵送しますので、下記取扱代理店にご連絡下さい。（「パンフレット」は全建ホームページ（建設系公務員賠償責任保険制度）からもご覧いただくことができます！）

## 2. 申込方法～インターネット申込ができます～

パンフレットに同封しています所定の「払込取扱票（兼加入依頼書）」に記載の上、郵便局からお振り込み下さい。なお、全建ホームページ（保険のページ）より、インターネットからでもお申込ができます。ぜひご活用ください！

## 3. 加入の手続きに関するQ&A

Q1. 払込取扱票（兼加入依頼書）の書き方について、「記名法人」とは何を書けば良いのか？

一所属されている省庁名、地方公共団体名を指します。派遣されている場合は、派遣元をご記入して下さい。

Q2. 「地方協会名」の欄が小さすぎて書きづらいが、どのように書けば良いのか？

一「地方協会名」の記載については、「●●建設技術協会」の“●●”のみで結構です。なお記入する場合、略語をご使用いただいても構いません。

（参考：パンフレットの裏表紙）

例：東北地方整備局建設技術協会→東北地整、東北港湾空港建設技術協会→東北港湾 等

Q3. 保険加入時の告知事項の1つに「本保険で、補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか」とあるが、どういう意味か？

一口頭、文書、メール等により被保険者に対して損害賠償請求の予告がなされている場合や、加入者自身の職務行為に起因して、他人に損害を与えてしまった場合などが告知事項に該当します。その場合は、事案の具体的な概要も併せて記載をお願いします。

Q4. この保険は自動更新となるのか？

一保険期間は、2019年8月1日午後4時から開始し2020年8月1日午後4時までの1年間ですが、自動更新とはなりませんのでご注意願います。更新される場合は、毎年、お申し込みいただく必要があります。（更新時にはご登録の住所宛てに「更新のご案内」を送付します。）

Q5. 保険証券は送られてくるのか？

一お申し込み時にご記入いただいた住所に、保険会社から、補償開始月の翌月までに「加入者証」が発送されます。

## 4. 保険の内容に関するQ&A

Q1. 業務上過失致死傷罪など過失犯を問われた場合は、保険の対象となるのか？

一業務上過失致死罪など刑事訴訟に基づく弁護士費用又は訴訟費用について、無罪が確定した場合には弁護士費用又は訴訟費用も補償の対象となります。また、刑事訴訟と併行して、民事訴訟を提起された場合は、当該訴訟が故意に行った行為に

起因するものではない限り、民事訴訟に係る争訟費用及び敗訴した場合の法律上の損害賠償金等についても、補償の対象となります。

Q4. 事務系の職員でも加入できるのか？ 建設系の仕事から離れた場合、保険の加入対象者としての資格を失うのではないのか？

—職務の内容に関わらず、「全建の正会員」であり、かつ、「公務員」の方であればご加入いただけます。

Q5. 退職後も5年間の補償が続くが、5年以降に結審し、損害賠償金が発生した場合は補償されるのか？

—損害賠償請求が最初になされた時点で保険に加入されていた案件であれば有効な保険契約として補償されます。

**ご注意!!**

この保険は、①「全建の会員である」ことと②「公務員である」ことが加入条件です。加入された後も、常に、①「全建の会員である」と、②「公務員である」であることにご留意ください！

(例：転勤された際、転勤先においても全建の会員登録手続きを忘れずに行っていただくようお願いします。)

上記のほか、よくある問合せについては、全建ホームページ（建設系公務員賠償保険制度）「よくあるQ&A集」にまとめてありますので、ご参考願います。また、パンフレットの請求やご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

## 5. お問い合わせ先

- 保険内容に関する問合せ・ご相談窓口・資料請求取扱代理店：建栄サービス株式会社 竹田  
TEL：03-3291-6340 E-mail:kenei-s-hp@kenei-s.co.jp  
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社  
TEL：03-3515-4122（担当）公務第一課 安斉
- 会員に関すること等  
団体保険契約担当：（担当）本会会員課 春日・露木  
TEL：03-3585-4546 E-mail:kaiin@zenken.com

## Dr.クマの“健康のヒント”

### 人畜共通感染症



ヒトと動物は体の構造が異なっているのだが、同じ病原体が原因で病気になることも多い。このような病気を人畜共通感染症と呼んでいる。原因がわかれば治療法もある場合も多いのだが、問題は動物が病原体を持っているかどうかのわかりにくいことと、珍しい病気については治療法がないことである。比較的知られているものにはオウム病がある。クラミジアという微生物がヒトに感染すると重い肺炎を起こす。家庭で飼われているオウムなどの鳥類がクラミジアを媒介することがあり、一家全員が肺炎になった例もあるほどだ。ハムスター、マウスなどのげっ歯類も沢山の病原体を媒介し、レプトスピラ、リステリア症などを、イヌで有名なのが狂犬病、エ

キノコックス症（これは特にキタキツネも有名）などを引き起こす。そういえば、最近の医師国家試験でシカからE型肝炎に感染した例が出題されていた。ペットとして輸入される珍しい動物の多くは野生動物で、どんな病原体を持っているのかわからないのが実情である。管理された環境で感染に気をつけて飼育されていればいいのだが、動物を飼うということは、その動物から感染する危険性があるということでもある。度を超えたスキンシップや、口移しで餌をやることは大変危険である。また、野生動物には極力触らないこと。珍しい病気は正しい診断にも時間がかかるのである。

(北里大学 医学部 教授 熊谷 雄治)